

国自貨第 102 号の 3  
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



ダンプ車の割増率について

今般、ダンプ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

ダンプ車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」の「2割増」となること。

国自貨第 102 号  
令和 4 年 11 月 21 日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長  
(公印省略)

### セメントバルク車他 3 車種の割増率について

今般、セメントバルク輸送、ダンプ輸送、コンクリートミキサー輸送、タンク（石油、化成品、高圧ガス）輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

### 記

セメントバルク車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「2 割増」となること。

ダンプ車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」の「2 割増」となること。

コンクリートミキサー車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」の「2 割増」となること。

タンク車は、石油製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「3 割増」となること、化成品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「4 割増」となること、高圧ガス製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「5 割増以上（※）」となること。

※高圧ガスについては内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。

## 運輸局別標準的な運賃における参考値

## ■大型車（10トンクラス）

8時間制

基礎走行キロ：130キロメートル

(単位：円)

	標準的な運賃	ダンプ車割増 (2割の場合)	計
北海道	48,530	9,706	58,236
東北	47,170	9,434	56,604
関東	57,900	11,580	69,480
北陸信越	48,690	9,738	58,428
中部	53,700	10,740	64,440
近畿	53,710	10,742	64,452
中国	49,950	9,990	59,940
四国	47,960	9,592	57,552
九州	48,060	9,612	57,672
沖縄	44,810	8,962	53,772